

平成30年度 大東市教育委員会

6月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成30年6月28日（木） 午前10時30分～午前11時30分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|--------|--------|
| ・ 教育長 | 亀岡 治義 |
| ・ 教育委員 | 花田 真理子 |
| ・ 教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・ 教育委員 | 水野 達朗 |
| ・ 教育委員 | 太田 忠雄 |

4. 出席説明員（15名）

- | | |
|------------------------------|-------|
| ・ 学校教育部長兼教育政策室長 | 森田 修司 |
| ・ 学校教育部指導監 | 岡本 功 |
| ・ 生涯学習部長 | 南田 隆司 |
| ・ 生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 | 田川 愛実 |
| ・ 学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長 | 伊藤 晴人 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 新井 雅也 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 田口 誠 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 宮田 典子 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 | 渡邊 良 |
| ・ 生涯学習部スポーツ振興課長 | 中村 正則 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・ 生涯学習部生涯学習課参事 | 黒田 淳 |
| ・ 生涯学習部生涯学習課参事 | 吉田 浩樹 |
| ・ 学校教育部教育策室上席主査 | 小田 恭裕 |

5. 傍聴者 1名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第21号
「平成30年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について
- 日 程 第 3 教委議案第22号
平成30年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について
- 日 程 第 4 一般業務報告
- 日 程 第 5 その他
教職員の働き方改革について

7. 議案書

教委議案第21号

「平成30年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について

「平成30年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について、委員会の議決を求める。

平成30年6月28日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

「平成30年度中学生チャレンジテスト」の結果について、実施要領に基づき、公表内容及び方法についての方針を定めるため。

平成30年度中学生チャレンジテスト 実施要領

1 調査目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。
加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。

2 調査対象

- (1) 原則として、府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部並びに府立中学校及び支援学校中学部（以下「学校」と言う。）の第1学年、第2学年及び第3学年を対象とする。
- (2) 特別支援学校、府立支援学校中学部及び中学校の支援学級に在籍している生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する生徒は、調査の対象としないことを原則とする。
 - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
 - ② 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校及び府立支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

3 調査実施日

第1学年、第2学年	平成31年1月10日（木）
第3学年	平成30年6月20日（水）

4 調査内容

- (1) 調査の対象教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年で、国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施する。
- (2) 出題範囲は、別紙のとおりとする。

(3) 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

5 調査実施場所及び調査時間

- (1) 調査実施場所は、各学校とする。
- (2) 調査時間は、1教科あたり45分とする。

6 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) 調査は、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、調査の一部（問題冊子等の作成・配送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、調査にあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行う。
- (3) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査実施にあたる。
- (4) 調査実施に関するスケジュールについては、別途示す。

7 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の示し方

- ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均点
- ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
- ③ その他、調査の目的の達成に資する調査結果等

(2) 調査結果の提供

- ① 大阪府教育委員会は、調査の目的の達成に資するため、原則として以下の調査結果を提供する。

ア 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体の調査結果、その設置管理する学校ごとの調査結果及び府全体の調査結果

イ 学校に対しては、当該学校全体の調査結果、各生徒の調査結果及び府全体の調査結果

ウ 生徒に対しては、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果

- ② 学校は、調査に参加した生徒に対して、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果を配付すること。

(3) 調査結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校においては、調査の目的を達成するため、

調査結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組みに努めることとする。

- ① 大阪府教育委員会は、調査結果を踏まえ、市町村教育委員会及び学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ② 市町村教育委員会においては、調査結果を踏まえ、設置管理する学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、域内の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各学校においては、調査結果を踏まえ、生徒の学力の向上をめざし、自らの教育の改善に向けて取り組むこと。
- ④ 上記の取組みを進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図ること。

(4) 教育委員会及び学校による調査結果の公表

調査結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかる調査結果を公表する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の状況にかかる調査結果の公表に努めること。
また、自らが設置管理する学校の調査結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で、公表することは可能であること。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さ

らに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ 調査結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、調査の目的に加え、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

④ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

なお、平均点などの数値について一覧での公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

⑤ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する中学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の調査結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

8 留意事項

(1) 市町村教育委員会及び学校における実施・活用体制等

調査を実施するとともに、調査結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

① 市町村教育委員会においては、調査責任者及び調査担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。

② 学校においては、調査責任者及び調査担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。

③ 市町村教育委員会及び学校においては、調査の実施にあたって、その目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。

④ 市町村教育委員会及び学校においては、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

⑤ 市町村教育委員会及び学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。

⑥ 市町村教育委員会及び学校においては、調査結果の分析やこれを活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取得しない調査方法を用いる。

② 市町村教育委員会及び学校は、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査は、市町村教育委員会及び学校の協力を得て実施するものであるが、学校保健安全法第20条や学校教育法施行規則第63条に示される臨時休業が生じた場合など、調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、調査実施日以降に別途調査することができる。この場合、全体の集計からは除外することとするが、市町村教育委員会及び学校の求めに応じて、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への対応

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生徒は、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、社会、数学、理科及び英語の時間に、別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことができる。なお、調査を行うにあたっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 調査実施マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、別途示す。

9 評定の公平性の担保に資する資料について

(1) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の作成

大阪府教育委員会は、調査結果を活用して、学校の評価活動の改善と充実を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を作成する。

(2) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の作成方法

① 作成にあたっては、調査対象校から一定数の学校（以下「抽出校」と言う。）を抽出する。

② 抽出校は、個々の生徒の当該年度の1学期及び2学期（2学期制の抽出校にあつては

それに準じる期間)を通じた学習の実現状況に基づいて推定される成績(以下「仮評定」と言う。)を大阪府教育委員会へ提供すること。なお、各抽出校が提供する仮評定は以下のとおりとし、具体的な提供方法等については、別途示す。

ア 第1学年 国語、数学及び英語

イ 第2学年 国語、社会、数学、理科及び英語

③ 大阪府教育委員会は、提供された仮評定と第1学年及び第2学年の調査の結果を分析し、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を作成する。

(3) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の取扱い

① 大阪府教育委員会は、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を市町村教育委員会へ提供する。

② 市町村教育委員会は、域内の学校に「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し学校の評価活動の改善と充実を図ること。

③ 学校は、「評定の範囲」、「府全体の評定平均」及び第3学年の調査結果により各校が求めた「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。

(4) 大阪府公立高等学校入学者選抜における「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の活用
調査書に評定を記載する際に「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は平成31年度、第2学年は平成32年度、第1学年は平成33年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。

教委議案第 22 号

平成 30 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

平成 30 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について、委員会の議決を
求める。

平成 30 年 6 月 28 日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

平成 30 年度全国学力・学習状況調査の結果について、実施要領に基づき、公
表内容及び方法についての方針を定めるため。

※平成30年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領より抜粋

5. 調査結果の取扱い

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

8. 一般業務報告

1. 平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科道徳」及び平成31年度使用小学校教科用図書 採択関係日程について

9. その他

教職員の働き方改革について

大東市の働き方改革に伴う取組みについて

学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の長時間勤務が社会問題となっていることから、平成29年12月26日に文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表し、その問題解決に向けて取り組むべき具体的な方策が示されたことを踏まえて市教育委員会としましても、教職員の健康管理の観点から長時間勤務の一層の縮減を図るため、平成30年度より下記の事項についての取組みを推進してまいります。

1. 全校一斉退庁日の設定

長時間勤務の縮減に向けて、定時退庁に努めるとともに遅くとも午後7時までには全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」を原則週1回設定する。

2. 部活動休養日の設定

生徒の心身の発達および教員の負担軽減の観点から、中学校において原則平日週1回以上、休業日（土曜日・日曜日等）月2回以上の「ノ一部活デー」を設定する。

3. 学校閉庁日の設定

教職員の夏季における健康増進と休暇取得促進のため、毎年8月13日から8月15日までの3日間を「学校閉庁日」とする（この期間に土曜日・日曜日が含まれる場合は新たな閉庁日は設けない。）

なお、保護者等からの緊急時の連絡は、教育委員会を通して学校長に行う。

4. 公簿の電子化

指導要録、出席簿について、電子様式で作成できるように対応する。

5. タイムカードの導入

管理職が勤務時間を正確に把握し、教職員の勤務時間の管理を徹底することで、個々の教職員の健康管理を行う。

6. 部活動支援員の拡充

これまでも、部活動指導において外部人材を効果的に活用してきた部活動支援員の予算を増額し、教職員の負担軽減を図る。

7. 業務支援員の配置

授業準備等の事務作業をサポートする業務支援員を配置し、教職員の事務作業の軽減を図る。

また、すでに実施している項目として次の2点があり、教職員の勤務時間の縮減に大きな効果が得られております。

1. 給食費の公会計化

2. 家庭教育支援事業の実施

29文科初第1437号
平成30年2月9日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学事務次官
戸谷 一夫

(印影印刷)

学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）

文部科学省では、平成29年6月22日に、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問を行い、同年12月22日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下、「中間まとめ」という。）が取りまとめられました。これを踏まえ、文部科学省として、同月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」（以下、「緊急対策」という。）を別添の通り取りまとめましたので、お知らせします。文部科学省としては、緊急対策において、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずることとしているほか、これらの方策の実施に必要な環境整備を行うこととしており、今後も、「学校における働き方改革」を進めるに当たり、関係者への情報提供や必要な予算の確保に努めるなどの取組を進めてまいります。

各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師自らの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒

と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、下記の点に留意しながら、高等学校や特別支援学校等の学校種の違いにも配慮しつつ、必要な取組の徹底をお願いします。その際、学校種による業務の性質の違いについても十分に考慮されるようお願いいたします。

学校における業務改善については、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査の結果（速報値）及び学校現場における業務改善に係る取組の徹底について（通知）」（平成 29 年 6 月 22 日付け 29 文科初第 509 号）等により、取組の徹底をお願いしているところですが、今般、中間まとめにおいて学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化、学校が作成する計画等の見直し等の観点から、取り組むべき具体的な方策が示されたところであり、今後の対応に当たっては、本通知に基づき、適切に対応されるようお願いいたします。

また、勤務時間管理については、上記通知等により、厚生労働省において平成 29 年 1 月 20 日に定められた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下、「厚生労働省のガイドライン」という。）に基づき適切に対応されるよう周知しているところですが、今後とも、本通知及び厚生労働省のガイドラインに基づき、適切に対応されるようお願いいたします。

このほか、学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る今後の対応に当たっては、中間まとめ及び緊急対策を参考とされるようお願いいたします。

文部科学省としても、各教育委員会における学校の業務改善のための取組状況について定期的にフォローアップしてまいります。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いいたします。

記

教育委員会において取り組むべき方策としては、以下の事項が挙げられる。各教育委員会においては、これらの取組について、学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて、順次適切に取組を進めること。

1. 学校における業務改善について

(1) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するために教育委員会が取り組むべき方策について

- ①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ
- ②事務職員の校務運営への参画の推進
- ③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援
- ④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築
- ⑤業務の管理・調整を図る体制の構築
- ⑥関係機関との連携・協力体制の構築
- ⑦学校・家庭・地域の連携の促進
- ⑧統合型校務支援システム等のICTの活用推進
- ⑨研修の適正化
- ⑩各種研究事業等の適正化
- ⑪教育委員会事務局の体制整備
- ⑫授業時数の設定等における配慮
- ⑬各学校における業務改善の取組の促進

(2) 中間まとめにおいて示された業務の在り方に関する考え方を踏まえて教育委員会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化について

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ①登下校に関する対応
- ②放課後から夜間などにおける見回り，児童生徒が補導されたときの対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

【学校の業務だが，必ずしも教師が担う必要のない業務】

- ⑤調査・統計等への回答等
- ⑥児童生徒の休み時間における対応
- ⑦校内清掃
- ⑧部活動

【教師の業務だが，負担軽減が可能な業務】

- ⑨給食時の対応
- ⑩授業準備
- ⑪学習評価や成績処理
- ⑫学校行事等の準備・運営

⑬進路指導

⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- (3) 学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直しについて
- 2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について
- 3. 教職員全体の働き方に関する意識改革について

1. 学校における業務改善について

中間まとめにおいて、これまで学校・教師が担ってきた業務の中には、半ば慣習的に行われてきたが一定の教育的効果が指摘される業務もある一方、限られた時間の中で、教師一人一人の授業準備や自己研鑽^{さん}等の時間を確保するとともに、意欲と高い専門性をもって、今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには、学校が担うべき業務、教師が担うべき業務を改めて整理した上で、教師の専門性を踏まえ、各学校や地域の実情に応じて、役割分担・適正化を図っていくことが必要であるとされたことに留意し、以下の方策に取り組むこと。

(1) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するために教育委員会が取り組むべき方策について

①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ

所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針・計画を策定すること。その際、調査・依頼事項を含め、教育委員会が課している業務の内容を精査した上で業務量の削減に関する数値目標（K P I）を決めるなど明確な業務改善目標を定め、業務改善の取組を促進し、フォローアップすることで、業務改善のP D C Aサイクルを構築すること。また、各学校でデータ・資料の取扱いや様式をはじめとした業務実施に当たる統一的な方針を示すこと。

②事務職員の校務運営への参画の推進

学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、事務職員がより主体的・積極的に、業務改善をはじめとする校務運営に参画するとともに、採用から研修等を通じて、事務職員の資質・能力、意欲の向上のための取組を進めること。また、勤務の実情を踏まえつつ、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、法制化された共同学校事務室の活用や、庶務事務システムの導入等により、事務処理の効率化等を図りつつ、教師の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を積極的に進めること。

③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援

「チームとしての学校」として、事務職員や専門的な知見をもち、児童生徒により効果的な指導・助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活指導員等の専門スタッフとの役割分担を明確にし、専門スタッフが学校に対して理解を深め、必要な資質・能力を備えることができるような研修等を実施するとともに、人員が確保できるよう学校に対して必要な支援を行うよう努めること。

④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築

これまで学校が担ってきた業務について、域内で統一的に実施できるものについては、できる限り地方公共団体や教育委員会が担っていくとともに、各学校が組織的・継続的に業務改善に取り組めるよう、児童生徒を取り巻く問題について法的アドバイスを受けることや、学校と保護者・地域住民の間でのトラブル等の課題に直面した際の解決に向けた学校に対する支援を教育委員会が積極的に進めるなど、学校が教育活動に専念することができるような支援体制を構築するよう努めること。

⑤業務の管理・調整を図る体制の構築

文部科学省の取組を参考に、給与負担者である教育委員会において、正規の勤務時間や人的配置等を踏まえ、教職員の業務量について俯瞰（ふかん）し、学校に対して新たな業務を付加する場合には積極的に調整を図る体制を構築すること。

⑥関係機関との連携・協力体制の構築

各学校が関係機関や地域・保護者との連携を一層強化するために必要な支援や体制を構築すべきであり、特に、学校が直面してきた課題に関係があると思われる福祉部局・警察等関係機関との連携を促進するために教育委員会が主導して連携・協力体制を構築すること。

⑦学校・家庭・地域の連携の促進

地域・保護者との連携については各学校における取組を踏まえつつ、教育委員会としても、所管する学校への学校運営協議会の設置が努力義務化されていることを踏まえ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校をいう。）の導入に取り組むとともに、法制化された地域学校協働活動推進員の委嘱等により、地域学校協働活動を推進すること。また、地域や保護者に教育委員会の考えを直接示す機会を設けるなど、学校の取組が理解されるような取組を積極的に行うこと。

⑧統合型校務支援システム等のICTの活用推進

統合型校務支援システムの導入により、指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化などを図るとともに、ICTを活用し、教材の共有化を積極的に進めること。その際、都道府県と域内の市町村との連携により、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を進めること。

⑨研修の適正化

教師の研修については、教師の資質能力の向上を図る上で大変重要であるが、都道府県と市町村の教育委員会間等で重複した内容の研修の整理・精選を行うとともに、研修報告書等についても、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図ること。また、実施時期の調整など工夫をすることにより、教職員がまとまった休暇を取りやすい環境にも配慮すること。

⑩各種研究事業等の適正化

教育委員会の学校指定による先導的な研究や、各種研究会により事実上割り当てられたようなものなどの学校における研究事業については、研究テーマの精選や、報告書の形式を含めた成果発表の在り方など、教師の負担面にも配慮すること。

⑪教育委員会事務局の体制整備

教育委員会においても、所属職員の業務の適正化が図られるよう、体制整備の実現に期するべく、組織内でも業務の精選等を積極的に実施するとともに、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等と共通理解を深めること。

⑫授業時数の設定等における配慮

警報発令や感染症による休校や学級閉鎖等も想定した必要な授業時数の確保や、指導内容の確実な定着を図る観点から、標準を上回る適切な指導時間を設定することは想定されるが、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査し、教師の時間外勤務の増加につながらないように、各学校における教育課程の編成・実施に当たっては、教師の「働き方改革」に十分配慮すること。

⑬各学校における業務改善の取組の促進

各学校に対して以下の点を踏まえた業務改善の取組を促し、必要な支援を行うこと。

- ・業務を洗い出し、可視化し、見直していくこと。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職は学校の重点目標や経営方針を

- 明確化し、その目標達成のために真に必要な業務に注力できるようにすること。
- ・管理職は教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理をはじめとしたマネジメントを着実にを行うこと。
 - ・教職員一人一人が、自らの業務一つ一つについて、より効果的に行うことができな
いか、適正化の観点から見直すこと。
 - ・学校の重点目標や経営方針において、教職員の働き方に関する視点も盛り込み、
学校全体で取り組むこと。
 - ・教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、その話合いも
参考にしながら、管理職は校内の業務の在り方の適正化を図ることができるよ
うな学校現場の雰囲気づくりに取り組むこと。
 - ・地域・保護者や福祉部局・警察等関係機関との情報共有を緊密に行いつつ、適
切な役割分担を図るよう努めること。
 - ・保護者や地域住民との学校経営方針の共有を図るとともに、地域・保護者との
連携については、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参
画する仕組みである学校運営協議会制度の活用や、地域学校協働活動を推進す
ること。

(2) 中間まとめにおいて示された業務の在り方に関する考え方を踏まえて教育委員
会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化について

中間まとめにおいて、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方
に関する考え方が示されたところである。それを踏まえ、下記の点に留意しつつ、
下記個別業務の役割分担及び適正化を図ること。

下記個別業務の他、各学校や地域の置かれた状況、各学校の教育目標・教育課
程に応じて発生する業務については、サービス監督権者である教育委員会において、
下記個別業務についての整理を踏まえた上で、教師が専門性を発揮できる業務で
あるか否か、児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか否かといった観点から、
その受皿の整備・確保を進めつつ、中心となる担い手を学校・教師以外の者に積
極的に移行していくという視点に立って検討を行うこと。

【基本的には学校以外が担うべき業務】

①登下校に関する対応

通学路における安全確保を効果的に行うために、各地方公共団体等が中心とな

って、学校・関係機関・地域の連携を一層強化する体制を構築すること。

②放課後から夜間などにおける見回り，児童生徒が補導されたときの対応

学校・警察等関係機関・地域の連携を一層強化する体制を構築すること。

③学校徴収金の徴収・管理

学校徴収金は，銀行振り込み・口座引き落としによる徴収を基本とし，その徴収・管理を学校ではなく，教育委員会事務局や首長部局が担っていくこと。仮に，学校が担わざるを得ない場合であっても，地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲しながら，教師の業務としないようにすること。

④地域ボランティアとの連絡調整

地域ボランティアとの連絡調整を行う地域学校協働活動推進員等と学校の連絡調整の際の学校側の窓口としては，主幹教諭や事務職員を地域連携担当と校務分掌上位置付けて，その役割を積極的に担うことが考えられる。これを推進するため，地域連携担当教職員について，学校における地域連携の窓口として，校務分掌上位置付けるよう促進し，学校管理規則や標準職務例に規定すること。

【学校の業務だが，必ずしも教師が担う必要のない業務】

⑤調査・統計等への回答等

教育委員会による学校への調査・照会について，調査の対象（悉皆（しっかい）／抽出）・頻度・時期・内容・様式等（選択式，WEBフォーム等）の精査や，調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行うこと。また，首長部局において学校を対象とした調査を行う場合についても，調査項目の重複排除等，報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮を働きかけること。このような精査をした上で，必要な調査・統計等への回答は，例えば，教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については，事務職員等が中心となって回答するなど，可能な限り，教師や教頭・副校長等の負担を軽減するとともに，調査結果が調査対象校に共有されるよう取組を進めること。

研究指定校やモデル事業については，教育課題の変化を踏まえて，その必要性について精査・精選するとともに，申請のために必要となる計画書等の書類の簡素化等を図るとともに，各教育委員会で実施している研究事業についても，研究

テーマの精選や、報告書の形式を含めた成果発表の在り方など、教師の負担面にも配慮した事業となるよう、見直しを行うこと。

作文・絵画コンクール等への出展依頼や、子供の体験活動を始め民間団体等からの家庭向けの配布依頼について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請すること。また、民間団体等からの依頼について、教育委員会から学校に連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるものであるなど、真に効果的で必要なものに精選すること。

⑥児童生徒の休み時間における対応

全ての教師が毎日、児童生徒の休み時間の対応をするのではなく、例えば、地域人材等の参画・協力も得ながら、責任体制の明確化・十分な情報共有を図った上で、輪番等によってその負担を軽減する等の取組を行うこと。

⑦校内清掃

各学校において合理的に回数や範囲等を設定し、地域人材等の参画・協力を得たり、民間委託等を検討したりするほか、清掃指導については、輪番等によって教師の負担を軽減する等の取組を行うこと。

⑧部活動

各学校において、教師の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めること。

少子化等により規模が縮小している学校においては、学校に設置する部活動の数について、生徒や教師の数、部活動指導員の参画状況を考慮して適正化するとともに、生徒がスポーツ・文化活動等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動や民間団体も含めた地域のクラブ等との連携等を積極的に進めること。

教師の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点だけでなく、部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点からも、部活動の適切な活動時間や休養日について明確に基準を設定すること。

一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むこと。

部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すること。

【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】

⑨給食時の対応

栄養教諭等の配置状況も踏まえながら、学級担任と栄養教諭等との連携により、食物アレルギーを有する児童生徒に対する毎日の給食時の各学級での対応も含めてより効果的な指導を行うこと。

ランチルームなどで複数学年が一斉に給食をとったり、地域人材等の参画・協力を得たりすることにより、教師一人一人の負担を軽減するために運営上の工夫を図ること。

アレルギー対応については、学校においては、文部科学省が平成 27 年 3 月に策定した「学校給食における食物アレルギー対応指針」に示すとおり、安全性の確保のため、施設設備や人員等を鑑み、過度で複雑な対応は行わないこと。

⑩授業準備

授業で使用する教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務や理科の授業における実験や観察等について、授業中の支援に加え、実験の準備・片付けや教材開発の支援は、教師との連携の上で、サポートスタッフや理科の観察実験補助員の積極的な参画を図ること。

作業を効率的に行うための ICT 設備や OA 機器の導入・更新や ICT を活用した教材や指導案の共有化とともに、都道府県教育委員会の教育センター等における教材や指導案の共有化に取り組むこと。

⑪学習評価や成績処理

学習評価や成績処理に関する業務のうち、定期テストやレポート課題といった評価資料の作成・収集や通知表・調査書・指導要録の作成等の教師が行うべき業務との分担を明確にした上で、宿題等の提出状況の確認、簡単な漢字・計算ドリルの丸付けなどの補助的業務は、教師との連携の下で、法令上の守秘義務が課さ

れる地方公務員（非常勤職員等）としての任用等により適切な業務を遂行できるサポートスタッフ等の積極的な参画を図ること。

教育委員会において、学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減のため、ICTを活用する環境の整備を図ること。

⑫学校行事等の準備・運営

学校行事に関する業務のうち、学校行事に必要な物品の準備、講演会の講師や職場体験活動受入れ企業との日程調整、修学旅行の運営等は、教師との連携の上で、事務職員の参画や民間委託等による外部人材等の参画を図ること。

学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を進めるとともに、地域や学校等の実情に応じて、地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど効果的・効率的な実施を検討すること。加えて、理科の野外観察や社会科の見学や観察といった調査活動など、本来、教科等の学習に相当する内容の一部が学校行事として行われている状況があることを踏まえて、カリキュラム・マネジメントの観点から学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置づけることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めることも検討すること。

周年行事等、教育活動としての要素よりも地域の記念行事としての要素が大きい行事の準備は、簡素化した上で、教育委員会や保護者・PTA、地域等が中心となって行うことを積極的に検討すること。

⑬進路指導

高等学校における進路指導に関わる事務のうち、企業等の就職先の情報収集等について、事務職員あるいは民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めること。

進路指導に付随する業務である検定試験や模擬試験の実施における監督等については、可能な限り民間委託等を進めていくこと。

教師が進路指導を担う際には、進学や就職の際に作成する書類について、校務支援システムの導入や様式の簡素化、都道府県や市町村における様式の統一化のほか、学校における集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進めること。

⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、教師について児童生徒の特

性に応じた研修の機会を確保するとともに、教師と異なる高度な専門性も必要となることから、教師との連携の上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員や母語が分かる支援員等の専門的な人材等の積極的な参画を図ること。

また、家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合については、教師が一人で抱え込むのではなく、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進めること。

(3) 学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直しについて

- ① 学校単位で作成される計画については、業務の適正化の観点や、計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、計画の統合も含め、計画の内容や学校の実情に応じて真に効果的な計画を作成することを推進すること。
- ② 各教科等の指導計画や、支援が必要な児童生徒のための個別の指導計画・教育支援計画等の有効な活用を図るためにも、計画の内容や学校の実情に応じて複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組を推進すること。
- ③ 教育委員会において、教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、「スクラップ&ビルド」の視点に立ち、その計画の必要性を含め、整理・合理化をしていくとともに、教育委員会において計画等のひな形を提示する際には、過度に複雑なものとならず、PDCAサイクルの中で活用されやすいものになるよう取り組むこと。
- ④ 各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とすること。
- ⑤ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を行うよう徹底すること。

2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について

- ① 勤務時間管理については、厚生労働省のガイドラインにおいて、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされており、勤務時間管理は労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求めら

れている責務であることを踏まえ、本通知及び厚生労働省のガイドラインに基づき、教師の勤務時間管理を徹底すること。勤務時間管理に当たっては、極力、管理職や教師に事務負担がかからないよう、サービス監督権者である教育委員会は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めること。

- ② 登下校時刻の設定や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うこと。
- ③ 部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、サービス監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。
- ④ 保護者や外部からの問合せ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずること。
- ⑤ 長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うこと。
- ⑥ 適正な勤務時間の設定に係る取組について、各学校においては学校運営協議会の場等を活用しながら、保護者や地域の理解を得られるよう、各教育委員会も、PTA等の協力も得るため、必要な要請を行うこと。

3. 教職員全体の働き方に関する意識改革について

- ① 学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職のマネジメント能力は必要不可欠であり、都道府県教育委員会等の研修でも、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメント能力を養成する観点を盛り込むこと。また、管理職登用の際にそのようなマネジメント能力を適正に評価すること。
- ② 管理職だけでなく、学校の教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、各教育委員会において、働き方に関する必要な研修を実施すること。
- ③ 校長が学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点を盛り込み、

管理職がその目標・方針に沿って学校経営を行う意識を持つとともに、教職員一人一人が業務改善の意識をもって進めるため、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、人事評価の活用を推進すること。

- ④ 学校運営の組織的・継続的な改善を図りつつ、各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価はもとより、学校関係者評価についても積極的に実施していくこと。また、学校の実情等を踏まえ、第三者評価についても積極的に検討していくこと。
- ⑤ 教育委員会は、学校評価と連動した業務改善の点検・評価の取組を推進するとともに、教育委員会が策定する業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げること。

【別添資料】 学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係
鞠子，山田，齊藤，片境
TEL：03-5253-4111（代表）内線 4675

学校における働き方改革に関する緊急対策

平成29年12月26日
文部科学大臣決定

平成29年6月、文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、同年12月22日に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」という。）がまとめられた。

「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」においては、

- 学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化
- 学校が作成する計画等の見直し
- 学校の組織運営体制の在り方
- 勤務時間に関する意識改革と制度的措置
- 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

という観点において、取り組むべき具体的な方策が示されたところであり、これを踏まえて、文部科学省が中心的に実施していく内容を、本緊急対策としてとりまとめ、着実に実施していく。

1. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

(1) 業務の役割分担・適正化を進めるための取組

- 「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」においては、**別紙1**のように代表的な業務の在り方に関して考え方が示されたところである。この考え方を踏まえ、学校・教師が担うべき業務の範囲が学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、学校や教師・事務職員等の標準職務を明確化し、各教育委員会の学校管理規則に適切に位置づけられるようモデル案を作成し、提示する。
- 地域や保護者をはじめとした社会全体の理解を得られるように、「学校における働き方改革」の趣旨等をわかりやすくまとめた資料を学校に提供する等、社会への普及・啓発を進める。
- 全国の教育委員会・学校に対して、業務改善の取組を進めることができるように、教育委員会・学校における業務改善の優良事例を収集・周知するとともに、教育委員会事務局職員や各学校の管理職への研修で活用しやすいような工夫等を行う。

- 民間団体等からの作文・絵画コンクール等への出展依頼や、子供の体験活動など各種団体からの家庭向けの配布物について、当該団体等に対して、教育委員会等と連携して学校の負担軽減に向けた協力の周知を実施する。
- 「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」について、引き続き実施し、今後、業務改善等の実効性を更に担保するために、市町村別の実施状況を公表していくことも検討する。
- 文部科学省内に、教職員の正規の勤務時間や人的配置、業務改善の取組等の状況を踏まえて教職員の業務量を俯瞰（ふかん）し、一元的に管理する組織を整備するとともに、学校に関する業務を所管する部署は、新たな業務を付加するような制度改正等を行う際には、当該組織と前広に調整することを基本とする。
- 各学校が地域・保護者との連携を一層強化するため、文部科学省としてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上等を進める。

（２）それぞれの業務を適正化するための取組

【登下校に関する対応】

- 通学路における安全確保を効果的に行うため、地方公共団体等が中心となって、学校、関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築する取組を進める。

【学校徴収金の徴収・管理】

- 学校給食費については公会計化することを基本とした上で、地方公共団体がその徴収・管理を行っている先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促す。また、それ以外の学校徴収金についても、文部科学省と先進的な地方公共団体とが協力し、公会計化に向けた好事例を提示する。

【調査・統計等への回答等】

- 調査・統計について、政府の統計改革推進会議の方針を踏まえ、統計を積極的に利用した、証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進の必要性が掲げられると同時に、ニーズの低下した統計調査の廃止、調査事項の重複排除、行政記録情報の活用による調査事項の縮減、オンライン調査の導入早期化等、報告者負担の軽減に向けた取組が掲げられていることから、文部科学省が教育委員会や学校等を対象に実施している調査項目の洗い出しを行い、必要に応じて、重複の排除に向けた整理・統合を行う。
- 文部科学省が実施する調査と教育委員会等が実施する調査の重複排除に資する観点から、文部科学省が実施する調査については、部局間での共有を図るとともに、可能な限り、前広に教育委員会等に調査実施時期及び調査項目を提示する。あわせて、教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象（悉皆（しっかい）／抽出）・頻度・時期・内容・様式等（選択式、WEBフォーム等）の精査を促す。

【部活動】

- 運動部活動については、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」を踏まえ、本年度末までに、部活動の適切な運営のための体制の整備や適切な活動時間や休養日についての明確な基準の設定、各種団体主催の大会の在り方の見直し等を含んだガイドラインを作成し、提示する。また、文化部活動に関しても運動部活動と同様にその在り方等について検討する必要があることから、ガイドラインを作成する等必要な取組を行う。
- 部活動の顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への適切な部活動指導の観点から、各校長が、教師の専門性や校務分担の状況に加え、負担の度合いや専門性の有無を踏まえて、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させるよう促す。部活動指導員については、スポーツ庁が作成予定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を遵守すること、部活動指導員の参画が教師の働き方改革につながる取組であること等を条件として支援を行う。
- 少子化等により規模が縮小している学校においては、学校に設置する部活動の数について、部活動指導員にたけた教師の配置状況や部活動指導員の参画状況を考慮して適正化するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動や総合型地域スポーツクラブとの連携等を積極的に進めるよう促す。
- 大会・コンクール等の主催者に対して、部活動指導員による引率や、複数の学校による合同チームや地域スポーツクラブ等の大会参加が可能となるよう、関係規定の改正等を行うよう要請する。
- 一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等の取組も検討するよう促す。
- 各種団体主催の大会も相当数存在し、休日に開催されることも多い実情を踏まえ、各種団体においてその現状の把握と見直しを要請する。
- 将来的には、地方公共団体や教育委員会において、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境が整った上で、部活動を学校単位の取組から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも検討する。

【授業準備】

- 授業で使用する教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務や理科の授業における実験や観察等について、授業中の支援に加え、実験の準備・片付けや教材開発の支援は、教師との連携の上で、サポートスタッフや理科の観察実験補助員の積極的な参画を促進する。
- 小学校中学年での外国語活動の導入や高学年での教科化に向けて、教室用デジタル教材や、教師用指導書、学習指導案例、ワークシートなど授業準備に役立つ資料を含め、新学習指導要領に対応した教材を開発し、希望する小学校に配布する。

【学習評価や成績処理】

- 学習評価や成績処理に関する業務のうち、宿題等の提出状況の確認、簡単な漢字・計算ドリルの丸付けなどの補助的業務は、教師との連携の上で、法令上の守秘義務が課される地方公務員（非常勤職員等）としての任用等により適切な業務を遂行できるサポートスタッフ等の積極的な参画を促す。
- 新しい学習指導要領の下における学習評価の在り方については、現在中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において専門的な検討を進めており、検討を通じて、指導要録の参考様式の大幅な簡素化も含め、効果的で教師に過度な負担をかけることのない学習評価の在り方を示す。

【学校行事等の準備・運営】

- 理科の野外観察や社会科の見学や観察といった調査活動など、本来、教科等の学習に相当する内容の一部が学校行事として行われている状況があることを踏まえて、カリキュラム・マネジメントの観点から学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置づけることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう促す。
- 各学校における学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するための具体的な取組例について提示する。

【支援が必要な児童生徒・家庭への対応】

- どのような業務を教師に任せ、どのような業務をスクールカウンセラー等の専門的な人材に任せるか明確にするとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員や母語が分かる支援員の方がより効果的な対応ができる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うことができるよう、積極的な参画を促進する。
- 保健室登校への対応など養護教諭の負担が増加している状況等を踏まえ、養護教諭の業務の効率化・負担の軽減についても検討する。
- 家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める。

※「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」において取りまとめられた、教育委員会等や各学校が取り組むべき方策については、文部科学省として必要な指導・助言等を行い、教育関係者が一丸となって「学校における働き方改革」を実現するための後押しを行う。

2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

- 学校単位で作成される計画については、計画の内容や学校の実情に応じて、業務の適正化の観点や、計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、統合して作成することも推進するよう促す。
- 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、計画の内容や学校の実情に応じて複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組を推進するよう促す。
- 児童生徒ごとに作成される計画については、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめて作成することで、業務の適正化を図り、効果的な指導につながられるよう、必要な支援計画のひな型を示し、教育委員会等の検討を促す。
- 教育委員会において、教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ&ビルドの視点に立ち、その計画の必要性を含め、整理・合理化をしていくとともに、教育委員会において計画等のひな形を提示する際には、過度に複雑なものとならず、PDCAサイクルの中で活用されやすいものになるよう促す。
- 各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするとともに、教育委員会にも国を参考とした取組を進めてもらうよう促す。
- 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を行うよう促す。

3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

(1) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

- 勤務時間の管理については、厚生労働省において「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）が示され、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされており、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることを踏まえ、教師の勤務時間管理を徹底する。勤務時間管理に当たっては、極力、管理職や教師に事務負担がかからないよう、服務監督権者である教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう促す。
- 登下校時刻の設定や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう徹底する。
- 部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間

等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を行う場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底する。

- 保護者や外部からの問合せ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずることを促す。
- 部活動については、適切な活動時間や休養日の設定を行うためのガイドラインを示す。
- 長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促す。
- 適正な勤務時間の設定に係る取組について、各学校においては学校運営協議会の場等を活用しながら、保護者や地域の理解を得られるよう、文部科学省や各教育委員会等も、全国レベル・地域レベルのPTA連合会等の協力も得るため、必要な要請を行う。

(2) 教職員全体の働き方に関する意識改革

- 学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職のマネジメント能力は必要不可欠であり、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメント能力を養成するための研修を実施するとともに、都道府県教育委員会等の研修でも、上記観点を盛り込むよう促す。また、管理職登用の際にもそのような能力を教育委員会等は適正に評価するよう促す。
- 管理職だけでなく、学校の教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、各教育委員会等において、働き方に関する必要な研修が実施されるよう促す。
- 校長が学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校経営を行う意識を持つとともに、教職員一人一人が業務改善の意識をもって進めるために、人事評価が積極的に活用されるよう促す。
- 学校運営の組織的・継続的な改善を図りつつ、各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価はもとより、学校関係者評価についても積極的に実施していくとともに、学校の実情等を踏まえ、第三者評価についても積極的に検討していくよう促す。
- 教育委員会等は、学校評価と連動した業務改善の点検・評価の取組を推進するとともに、教育委員会が策定する業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げるよう促す。

(3) 時間外勤務の抑制のための措置

政府全体の「働き方改革実行計画」において、時間外労働の限度について原則月 45 時間、年 360 時間と示されている。それを参考にしつつ、教師が、長時間勤務により健康を害さないためにも、勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを検討し、提示する。

※ 「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」において、更に検討すべきとされた課題については、引き続き検討を行う。

4. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

「学校における働き方改革」を実現するためには、これまで掲げた方策の実施に必要な環境整備が必要不可欠である。そのため、文部科学省として、平成 30 年度予算案において必要な予算を別紙 2 のとおりまとめている。

今後も、「学校における働き方改革」を進めるに当たり、業務や予算の効率化を進めつつ、必要な予算の確保に努めていく。

5. 進捗状況の把握等

本緊急対策に掲げる取組については、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」をはじめとした既存の調査等を活用しつつ、文部科学省として、進捗状況を把握し、必要な取組を進める。

学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）

【平成 29 年 12 月 22 日 中央教育審議会】（抄）

＜基本的には学校以外（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域ボランティア等）が担うべき業務＞

①登下校に関する対応、②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、③学校徴収金の徴収・管理、④地域ボランティアとの連絡調整については、基本的には「学校以外が担うべき業務」であり、その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべきものとする。

＜学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務＞

⑤調査・統計等への回答等、⑥児童生徒の休み時間における対応、⑦校内清掃については学校の業務である。⑧部活動については、学校の判断により実施しない場合もあり得るが、実施する場合には学校の業務として行うこととなる。これらの業務は、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。地域や学校の実情を踏まえ、⑤調査・統計等については事務職員等、⑥児童生徒の休み時間における対応や⑦校内清掃については地域ボランティア等、⑧部活動については部活動指導員をはじめとした外部人材、というように教師以外の者が担うことも積極的に検討すべきである。

＜教師の業務だが、負担軽減が可能な業務＞

⑨給食時の対応、⑩授業準備、⑪学習評価や成績処理、⑫学校行事の準備・運営、⑬進路指導、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、基本的には学校・教師の業務である。⑩授業準備や⑪学習評価や成績処理における補助的な業務についてはサポートスタッフ等が担い、⑫学校行事の準備・運営のうち、児童生徒の指導に直接的に関わらない業務については、事務職員や民間委託等の外部人材等が担うことで、当該業務の本質的な業務について教師が集中できるようになる。また、⑨給食時の対応については学級担任と栄養教諭等との連携による工夫等が考えられるほか、⑬進路指導については事務職員や民間企業経験者などの外部人材等、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフが、当該業務の一部について担う方が児童生徒に効果的な対応ができる場合もある。

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備 【平成30年度予算案】

I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実



- 持ちコマ数の減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実
 - ▶ 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、
一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（新学習指導要領への対応）
・・・・・・・・・・+1,000人
 - ▶ 中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実・・・・・・・・・・+50人
 - 校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化
 - ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）・・・・・・・・・・+40人
- ※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で1,595人の改善。

II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用



- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進・・・・・・・・ 61億円
【SC:26,700校】 【SSW:7,500人】
- スクール・サポート・スタッフの配置・・・・・・・・ 12億円(新規)【 3,000人】
※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスタッフ
- 中学校における部活動指導員の配置・・・・・・・・ 5億円(新規)【 4,500人】
- 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置促進・・・・・・・・ 2億円【 3,100校】
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究・・・・・・・・ 0.1億円

III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選



- 学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣・・・・・・・・ 1.3億円
- 都道府県単位での統合型校務支援システムの実証研究・・・・・・・・ 3億円
- 地域と学校の連携・協働を通じた、登下校等の見守り活動の充実・・・・・・・・ 1.1億円
- 学校給食費徴収・管理業務の改善・充実・・・・・・・・ 0.2億円(新規)

9. 会議録

(教育委員会定例会開催前に事務局より、6月18日に発生した大阪府北部地震に伴う本市小中学校への被害状況及び対応について報告したことに対する教育委員からの意見等について)

・・・・・・・・・・以下のとおり・・・・・・・・・・

・地震発生時、自分の子どもたちを学校へ向かわせるべきか、または家に戻らせるべきかどのような対応をとるべきであったか。

⇒通学路の状況、震度の大きさ及び自宅や学校までの距離等から判断する必要がある。これらから様々なケースを想定し、子どもたち自身がその時々で適切な行動がとれるよう教育を行っていく必要があるものと考えている。

・・・・・・・・・・

亀岡教育長

それでは、6月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしくお願いします。

森田部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりお願いいたします。

亀岡教育長

次に、日程第2 教委議案第21号「平成30年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について」の提案理由の説明をお願いします。

宮田課長

「平成30年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について、ご説明させていただきます。

平成30年度中学生チャレンジテスト実施要領をご覧ください。

調査目的につきましては、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るものであることに加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供するものとなっています。

また、市町村教育委員会や学校が、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、改善を図るとともにPDCAサイクルを確立すること、学校が生徒の学力を把握し、教育指導の改善を図ること、生徒一人ひとり

が自らの学習到達状況を正しく理解し、自らの学力に目標を持ってその向上への意欲を高めること等が目的として挙げられています。

第3学年につきましては、「3. 調査実施日」にありますように6月20日（水）に実施されることになっておりましたが、大阪北部を震源として18日に発生いたしました地震の影響により9月4日（火）に延期となり、第1学年、第2学年につきましては、年明けの平成31年1月10日（木）に実施される予定となっております。調査内容は、第1学年で国語・数学・英語の3教科、第2学年及び第3学年で国語・社会・数学・理科・英語の5教科となっております。

2ページ目の「7. 調査結果の取扱い」をご覧ください。

調査結果として示されますのは、①各学年の教科ごとの得点分布及び平均点、②各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率、③その他、調査の目的の達成に資する調査結果等でございます。

調査結果の取扱いに関してですが、3ページ下段の「(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項」をご覧ください。

調査結果については、調査の目的を達成するため、適正に取り扱うものとし、公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう十分配慮することとされています。

各校の平均点や評定平均の目安等を学校ごとに公表するということとなりますと、学校のランクづけがなされてしまいます。実施要領の序列化や過度な競争が生じないようにする、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう十分配慮するという事に鑑みますと、結果の公表については、昨年度と同様、行わないものとさせていただくのが適切であると考えますがいかがでしょうか。

チャレンジテストの結果の公表は、入学者選抜に使用されるという性格上からも、数値データによる単純比較が行われやすく、数値を上昇させることが主たる関心事となりやすいため、適切でないと考えます。

ご協議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたら

お願いします。

亀岡教育長

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第22号「平成30年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」の提案理由の説明をお願いします。

渡邊課長

教委議案第22号「平成30年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」説明をさせていただきます。

平成30年度全国学力・学習状況調査結果の市としての公表、学校別結果の公表について公表内容及び方法につきまして、教育委員会の議決を求めます。

2枚目は、本年度の実施要領抜粋になっております。ご覧ください。

調査結果の取り扱いについては、5の(5)で配慮事項が定められています。

説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であって、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとされています。

(イ)の②をご覧ください。公表については、市町村教育委員会が学校の状況について公表することは可能ではありますが、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、慎重な判断が求められています。また、各校に公表を指示する場合も慎重な対応が求められています。

(エ)の②をご覧ください。公表を行う場合は、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表すること、また今後の改善策も示すこととなっています。

(エ)の③の下線部ですが、市教委が学校別の公表を行う場合は、当該学校と内容や方法について事前に十分相談するとともに、市の改善方策も併せて示すことや、学校に公表を指示する場合もそれらについて事前に相談することとされています。

さらに、平均正答率などの数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこととされています。

一昨年度、8月12日付で、文部科学省より「全国学力・学習状況調査

の結果の分析及び公表について」(通知)がございました。その中で、数値データによる単純な比較が行われ、それを上昇させることが主たる関心ごととならないよう、各教育委員会においては、報道発表も含め、調査結果の公表に際しては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう、改めて配慮するよう求めています。

これらを踏まえまして、事務局といたしましては、昨年度までにお諮りいただきましたかたち、「市としての公表は、学校別結果を含まず、市全体の結果を市ホームページあるいは市報で公表する。また、学校が保護者へ示す内容についても、昨年度までに準じた形で、市教委より示す共通のフォーマットにより行うこと」を原案として提案させていただきます。

ご協議いただき、ご議決いただきますよう宜しくお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

田中委員

確認させていただきたいのですが、高校受験の際の内申に関して、大阪府の中学生チャレンジテスト及び全国学力・学習状況調査は目安にされるのでしょうか。

渡邊課長

全国学力・学習状況調査は目安となることはございません。

田中委員

目安となるということに関しては、保護者からの公開に関する要望は無かったのでしょうか。

渡邊課長

現時点ではございません。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・日程第4 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・

①平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科道徳」及び平成31年度使用小学校教科用図書 採択関係日程について
⇒平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科道徳」及び平成31年

度使用小学校教科用図書の採択に係る今後の日程を報告。

意見・質問

・各中学校から意見書が出ているか。

⇒全8校から意見書が出ている。

.....

亀岡教育長

次に、日程第5 「教職員の働き方改革について」につきまして、4月の定例会において教育委員の皆様から、今後議論を深めるべき5つのテーマについてご意見をいただいたところでございます。今回は、この5つのテーマのうち、「教職員の働き方改革」について議論を行ってまいりたいと考えております。それでは、事務局より内容の説明をお願いいたします。

新井課長

教職員の働き方改革に係る現在の本市における教職員の勤務状況について、また文部科学省の通知等についてのご説明をいたします。

まず、本市の教職員の時間外勤務時間についての状況ですが、年間一人あたりの月平均時間外勤務時間は、昨年4月に文部科学省から公表された教員勤務実態調査結果とほぼ同様の結果が見られ、本市においても多くの教員の業務が恒常的に時間外に及んでいる実態があると考えられます。

その時間外に及んでいる具体的な業務内容といたしましては、授業準備、丸つけ等も含めた成績処理業務、学年及び学級事務、保護者対応、部活動によるものが大半を占めます。

したがって、これらの問題点についての対応策を優先事項として捉えるとともに、今回配布させていただきました資料にございますように、文部科学省から平成29年12月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」が、また平成30年2月9日には「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」の通知がございました。それでは、資料、平成30年2月9日に通知された文書の1ページ目をご覧ください。下から3行目にごございますように、「各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師自らの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒と向き合うため

の時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、下記の点に留意しながら、必要な取組の徹底をお願いする」とあります。本市教育委員会といたしましても、このことを踏まえた取組みを速やかに進めていく必要があると考えております。

また、この一文における下記の点とは、3ページの表にあります「1. 学校における業務改善について」の、「(1) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するために教育委員会が取り組むべき方策について」として13点示されております。4ページ以降にこの13点の各項目について具体的な内容が記載されておりますが、とりわけ、「③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援」、「⑥関係機関との連携・協力体制の構築」、「⑧統合型校務支援システム等のICTの活用推進」、「⑬各学校における業務改善の取組の促進」については本市の時間外勤務時間の縮減に向けて、参考にするべき方策が示されていると考えております。

また、3ページにお戻りいただき、中段あたりでございます、「(2) 教育委員会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化について」として、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、各業務について中心となる担い手を学校、教師以外の者に移行していくという視点に立って検討を行っていくようにと具体的に示されました。

また、4ページ、表中の4行目でございます、「2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について」ですが、この具体的な内容については12ページ下段より示されておりますが、本市で、これまで勤務時間管理を行うために実施してきた自己申告方式によるものではなく、ICTの活用やタイムカードにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めることとあります。また、長期休業期間においては、年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うこととあります。

このような文部科学省からの通知と本市教職員の勤務状況とを関連づけながら本市教育委員会としてできることから効果的な取組を進めているところでございます。その取組内容といたしましては、本日配布させていただいております資料、「大東市の働き方改革に伴う取組みについて」にご

ざいます。今後も、学校現場の状況や声を聴きながら、効果的な対応策を講じていきたいと考えております。

亀岡教育長

それでは教育委員の皆様からご意見やご質問をいただきながら、議論を進めていきたいと思っております。先程説明がございました大東市の取組については、資料「大東市の働き方改革に伴う取組みについて」の7項目のとおりでございます。これらの内容についてのご意見やご質問を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

太田委員

働き方改革というのは学校現場に限らず、各企業等もさまざまな改革に取り組んでおられると思いますが、そういったなかで残業禁止令というのがあるかと思いますが、端的に申し上げて、これしか方策が無いと考えております。各学校に対して、このような指示を出すとか、学校独自で特定の曜日は必ず17時に全員帰宅させるといった取組は実施されていますか。

新井課長

今年度から全校一斉退庁日を設定しており、原則として週に1日、遅くとも午後7時までには全員帰宅する日を設けるよう、学校へ指示を出しております。

太田委員

実施状況はどうですか。

新井課長

各学校への調査までは実施しておりませんが、いくつかの学校からは実際に取り組んでいる旨を聞いております。

太田委員

2点目ですが、文部科学省からの通知において、学校が取り組むべき項目をいくつか挙げていますが、どの項目も実施は容易ではないなと感じております。そのなかで、例えば「⑨研修の適正化」とありますが、具体的にはどのような取組み内容でしょうか。無駄な研修を省略するくらいしか思い浮かびません。研修の実施機関が府教委、市教委や学校と様々あるかと思いますが、そもそも府教委や市教委はこういった方針を受けて、可能な限り研修を省略しようとお考えですか。

また、「⑬各学校における業務改善の取組の促進」とありますが、改善に向けてどのような取組みを思案されているのか教えて下さい。

新井課長

1点目の「⑨研修の適正化」についてですが、府教委と市教委が各々で実施している研修を整理し、重複する研修内容がございましたら省略するとともに、今まで以上に実施の必要性を見出す必要があるかと考えております。

2点目の「⑬各学校における業務改善の取組の促進」についてですが、先程ご説明させていただきました勤務時間の管理について、タイムカード

を導入することにより正確な勤務時間を管理することで、教職員が自身の勤務時間を把握し、また管理職側が教職員全体の勤務時間を正確に把握することができます。これにより、恒常的な残業を認識し、業務の改善に向けて話し合うきっかけになるのではないかと考えております。また学校によっては、職員会議において校務分掌の見直しや職員会議自体のあり方等を再度考え直しているところもございますので、各校が取り組んでいる事例を他校へ情報共有し、業務の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

田中委員

タイムカードの導入というのは、紙ベースでの管理ではなく、いわゆるカード型のものを利用し、かざす等によりコンピュータが反応して集計していくというものでしょうか。

新井課長

現在導入を検討している機種は、カードをかざすことでデータによる管理ができるものです。現在は、学期ごとに各校から勤務時間外勤務時間の報告を受けておりますが、この集計を手作業からデータでの自動集計とすることで、作業を行う管理職の負担を少しでも軽減させることを目的としております。

田中委員

昔ながらのタイムカードを想像しておりましたので、そういったものを導入できれば、管理職の先生方の負担軽減へつながると思います。

亀岡教育長

休暇や出張等による処理を含む全ての処理が自動で行われるわけではございませんが、負担軽減につながりますし、正確な勤務時間の把握は大きな意味での原点となります。

田中委員

私事ですが、私が教頭をしている四條畷学園小学校では学童を担当している先生方にはタッチオンタイムというものを利用しておりまして、それは出勤時間・退勤時間・労働時間を一目で確認できるため、管理職側は最後のチェック作業を行うのみで、負担が軽減されているので、同様に負担軽減につながるかと思われまます。

もう一点ですが、先生方の夏休みは何日ございますか。

新井課長

大阪府から、年次有給休暇とは別に、6月から9月までの間に取得可能な夏季特別休暇を5日付与されます。

田中委員

その5日というのは、8月13日から15日の学校閉庁日を含んでいるのでしょうか。

新井課長

学校閉庁日に夏季特別休暇を取得いただくこともできますが、ほとんどの教職員が年次有給休暇や振替休日を取得できていないことから、これら

をこの3日間に充て、取得推進につなげるための勤務体制を整えました。

田中委員

現状、夏季特別休暇の取得日において、しっかり休めているのでしょうか。それとも、出勤されている先生もいらっしゃるのでしょうか。

新井課長

小学校と中学校でクラブ活動の有無等により多少勤務形態は異なります。どの教職員も5日間取得できておりますが、年次有給休暇については、当該年度付与20日と昨年度からの繰越20日を併せて40日取得できる教職員が大半で、20日以上取得することができず、翌年度へ20日繰越しているのが現状です。そのため、一日でも多く休めるときに休んでいただくよう、休みやすい環境を作ることも市教委としての役割であると考え、学校閉庁日を設置したものでございます。

亀岡教育長

他にご意見・ご質問はございませんか。

水野委員

全校一斉退庁日の設定についてですが、保護者への対応をある時間以後は留守番電話での対応とすることは検討されていないのでしょうか。

新井課長

昨年度、校園長会において、市としての働き方改革の施策を提示したうち、本日「大東市の働き方改革に伴う取組みについて」でご説明させていただきました7つの項目以外に、留守番電話での保護者対応も提案いただきましたが、取り組むべき優先順位から、今年度はこの7つの項目とさせていただきます。ただし、大阪市が留守番電話での保護者対応を導入されたとのことですので、今後、本市といたしましても検討すべき施策の1つであると考えております。

水野委員

働き方改革は、業務によって会社自体の制度あるいは働く個人の意識のどちらか、または双方を考えていかなければならないものだと考えます。例えば、私たちの会社ではカウンセリングの仕事のため、夜中でも多くの電話が掛かってきます。その全てにスタッフが対応すると、大きな負担となるため、対応する時間帯は制限しています。また、残業が美德にならないように意識を変えていきました。具体的には、定時を過ぎても仕事をしている先輩を差し置いて、後輩が帰りにくい環境になってしまっていたので、「定時までには全ての業務を終わらせることができないのは恥ずかしい状況であり、全てを終わらせるスタッフの方が良い判断ができていると社長が評価すること」を社内に周知させることで、全体的に退勤時間が早くなりました。また、「4. 公簿の電子化」についてですが、統合型校務支援システムを導入するということでしょうか。

新井課長

そのシステムの導入は高額であることから、予算面で厳しい状況でござ

います。そのため、こちらにお示ししている「4. 公簿の電子化」につきましては、これまでは指導要録や出席簿等は紙ベースでの処理でしたが、今年度よりこれらをエクセル様式によるデータでの管理とし、従来、手計算していた項目を自動で計算できるように変更し、遅刻・欠席による計算誤りの防止につなげました。

水野委員

指導要録、出席簿や個人名簿等を1つ1つ個別で入力しても構わないと思いますが、個人的にはほとんど意味がないと考えます。氏名や出席状況等の同内容の入力項目については、他の資料に共有できる仕組みでなければ、入力の確認作業がそれぞれで必要になるなど非効率となることから、単に手書きをパソコンに変更しただけでは電子化とは言えないと考えます。ですので、予算面が厳しいかと思いますが、そのあたりも可能なものになれば、作業時間の圧縮や何よりも入力ミスの防止につながると考えますので、よろしく願いいたします。

三点目ですが、既に実施しており教職員の勤務時間の縮減に大きな効果が得られているとされている2項目とありますが、具体的にどういった効果により縮減されたのでしょうか。

新井課長

まず、「1. 給食費の公会計化」についてですが、これまではクラスの担任が勤務時間外において、給食費をお支払いいただけない保護者へ個別に対応しておりましたが、市教委において対応することにより、教職員の大きな負担軽減につながっていると聞いております。

また、「2. 家庭教育支援事業の実施」についてですが、特に小学校の教職員からは家庭内の状況把握に大変役立っており、スムーズな対応が可能となっているとの声を聞いております。

水野委員

教職員の皆様の働き方は、市教委からすると働いてもらい方に近いかと思いますが、せっかく教職員を目指して現場で子どもたちのために一生懸命頑張るとい志の高い方々ばかりだと思いますので、より良い職場環境を作っていただければと思います。特に冒頭申し上げたように、制度を変更する部分と働く側の意識を変える部分を状況によって判断してもらえたらと思います。

花田委員

文部科学省からの通知の3ページでございます【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】について、2点教えて下さい。まず、「⑤調査・統計等への回答等」について、教師が担う必要のないとは管理職が答えるという意味なのか、あるいはそもそも学校として回答する必要

が無いという意味なのかを教えてください。2点目は、「⑥児童生徒の休み時間における対応」についてですが、教師が担う必要が無ければ、現実問題としてどなたが担うのでしょうか。国からの通知ということで恐縮ではございますが、この2点を教えてください。

新井課長

さまざまな業務を一身に背負って取組んでいるなか、本来、教職員が担うべき業務とは、子どもたちに向き合う時間を確保すべきである、とこの通知により受け止めています。そういったなかで、例えば「⑥児童生徒の休み時間における対応」につきましても、取組むべき優先順位もあるかと思いますが、国の考えといたしましては、業務支援員のような外部人材を有効的に活用する取組みも示されていますので、休み時間の対応であればそういった方々にご対応いただき、教職員は次の授業の準備を行うというようなものです。

花田委員

児童・生徒は外部からの授業支援員等よりも、担任の先生へいろいろと話しかけてくるのが現実かと思えますので、なかなか実施は難しいのかなと感じました。さらに、外部人材の有効的な活用ということであれば、どうしても予算面での問題があるかと思えます。また、先程からのお話しをお聞きして感じたことがございまして、子どもたちに向き合う時間を確保すべきというのはとても大切ですし、だらだらと形骸化した残業への対応としてのタイムカードの導入による勤務時間の把握も大切だと思えます。しかし、私自身も教育者の立場としては、定時で退勤できず個別対応せざるを得ない事象もございまして、定時で退勤するレベルの授業準備よりも、子どもたちの理解が深まるためのプラスアルファの準備を行うことで、定時に退勤できないこともございまして、つまり、無駄を省いていることを前提としたうえで、必ずしも定時で終わらせることが好ましいかどうかは、特に年齢の低い子どもたちへの教育サービスの提供においては、考えものだと感じるところでございまして。一方で、先生方が多くの時間を費やすことで疲弊してしまえば、授業レベルが低下し、結果的に子どもたちに対してマイナスになってしまいます。

要するに、これらの取組みによる職場環境の見直しを行った後の対応まで検討しておかないと、子どもたちへの教育レベルの低下や自宅に持ち帰ってのサービス残業を招きかねないので、是非、この働き方改革を成功させるために、どうすべきかという方針をしっかりとお示しいただき、そのための予算の確保を含めて考えていただければなと思えます。

亀岡教育長

他にご意見・ご質問はございませんか。

元校長先生である太田委員に少しお伺いしたいのですが、教職員の給与は時間外勤務手当相当分を見込んでありますが、残業をしないと業務が処理しきれないという一方で、何をするという事でもないですが、日中には行うことができない教職員同士のコミュニケーションを図ることが、教壇に立つための活力につながる等、無駄な時間は決してないと考えます。事務職員からすれば、手を動かさずに口を動かして時間外勤務手当を支給されるというのは納得できないですが、教職員の給与に時間外勤務手当相当分が見込んであるというのは、そういった意味合いがあるのかなと私は感じています。民間企業やいわゆる行政公務員とは違う教育公務員に対しては、この働き方改革をどのように捉えておられますか。あるいは、どういう取組が改善につながるとお考えですか。

太田委員

働き方改革には業務時間中ということが1つあります。市教委で注意していただきたいのは、国や府はすぐに外部人材の活用等を示されるが、我々が教職員を育てるときは、まず子供たちと遊びなさいと伝え、そこからいじめやグループ関係が見えてくると伝えます。例えば掃除の時間、子どもたちへ掃除を任せ、先生はテストの丸付けしながら子どもたちの様子をちらっと見るだけの状況は誰が見てもダメで、国や府と現場では方針が全く逆となります。やはり、子どもたちのことについては、教職員同士でしっかりとコミュニケーションを図ることが重要です。教育長がおっしゃったとおり、他の教職員と、子どもたちのその日にあったことを情報交換できる時間は放課後しかないわけです。それでも、残業を悪としてしまえば、先程申し上げた残業禁止令を作るしかないと思います。一方で、学校現場では毎日定時で帰っている人もいますし、残業しているのはいつも同じ人間です。この両極端への対応がなかなか難しく、仕事分担を考え直すという話が出てきますが、個々で能力が異なるため上手く分担を振り分けられないのです。

亀岡教育長

現在の小学校の時間外勤務時間の状況を10時間刻みの割合で集計しました。すると、月平均で約40時間となっており、70時間を超えると1桁台の割合になりますが、60～69時間までは十数パーセントでほぼ均一化されています。先程太田委員がおっしゃられた10時間未満で退勤する教職員と、60～69時間までの各割合の教職員とがほぼ横ばいとなっています。要するに、個々の能力の問題は否めませんが、担当している

学年や校務分掌で担当している業務等の仕事関係であったり、仕事とは別に、子育て等によって家庭へ時間を費やす必要があったりする教職員個々の状況が主な原因だと分析されます。一方、中学校においては状況が変わりまして、時間外勤務時間が90時間以上の教職員の割合が小学校に比べると増えており、そのおよそ半数がクラブ活動となります。こちらは小学校ほど各割合が均一化されていません。

私の意見といたしましては、先程水野委員がおっしゃられた給食の公会計化についてですが、中学校においては給食がスタートするタイミングで公会計化しており、小学校は29年度からの実施したものです。29年度からの実施に向けて検討していた28年度時点では、世間的には給食の公会計化はまだ取り上げられていませんでした。当時は働き方改革による教職員への負担軽減という視点ではなく、会計を誰にでも分かりやすくするためにガラス張りにすべきだということと、既に中学校では公会計を取り入れていることから公会計化へと移行しました。どちらかといえば、プラスアルファで教職員の負担軽減につながるだろうと踏み切ったところ、文部科学省からの緊急対策で公会計化の提案がありました。また、府内で確認すると、当市は1年かけて法律等を確認しながら慎重に進めたのですが、他市でもさまざまな状況のなかで導入に難航しているようです。先程給食費の滞納に係る対応の負担軽減につながったとありましたが、併せてきちんと納めていただいた給食費の回収や振込等の作業も大きな負担であったとのことですから、負担軽減につながっていると思われます。また、家庭教育支援事業の実施についても、スクールソーシャルワーカーや地域の支援員さんが関わることで、時間的な支援の他に精神的な負担軽減につながっていると思われます。全体としては、市教育委員会を含む教職員の意識改革が無ければ何も進まないと思います。また、一斉退庁日の留守番電話対応、あるいは夏季休業期間中の学校閉庁日の設定を実施する場合に、社会的にしっかりと容認していただける啓発が重要だと考えます。特に教職員の働き方改革については、実施後であっても、夜7時や8時に電話すれば居て当たり前で、居なければ批判されるような世間的状況であれば、社会全体が意識を変えていく必要があると考えます。1月の校園長会で各学校長へこの取組みを発信し、評価面談において、学校現場の状況を確認すると、取組み当初から一斉に退庁するというのは難しいものではあるが、意識的に取り組んでいる教職員もいるとのことなので、私としては代

え難しいところがございます。これは逆に言えば、管理職の立場として、例えば毎週特定の曜日を一齐退庁日とする等いろいろ取組のなかで、意識付けをしっかりといただければと思います。概ね1年も経てば、こういった意識が教職員全体に行き渡り、仕事の取り組み姿勢も徐々に変化していき、活性化につながると考えます。そして、これを中長期的に取り組んでいくことで、水野委員がおっしゃられた残業を美德としないような環境となれば、良い方向へつながるかと考えます。

太田委員

気になることと言えば、遅くまで残業している先生方の雰囲気です。次の日につながるような、例えば雰囲気のある・笑顔のある・温かい子どもの話をしているのであれば、残業を無くすというのは惜しいと思います。自宅に持って帰っていれば別ですが、実態として業務に追われて遅くまで一人で残っている人間はほとんど見かけないです。ですから、一概に残ったらダメというわけではなく、雰囲気が大事だと思われれます。もちろん、平気で警備員よりも遅く残っている先生方もいるので、時と場合によっては仕方がないのですが。

水野委員

国は、学校が毎日夜遅くまで山積みの書類を処理しているというイメージからこういった取組を実施されたと思うんですが、実際のところでは楽しい雰囲気に残っているということでしょうか。

太田委員

そうですね。次はどういう研究をしよう等楽しいときも多いですし、子どもたちに関わっていくことですから、苦しいときでもそれは楽しく捉えていかないといけないと思います。また、夜遅くまで残って処理している業務として、よく出席簿や指導要録と言われますが、実際のところ、処理にはそれほど時間を必要としません。例えば、出席簿であれば1日1分で処理が可能です。それを処理せずに放置してしまい、まとめて処理するとしても、長期休業中に処理すればいいのです。ですので、夜遅くまで残って処理する業務はほとんど無いと考えます。

水野委員

子どもたちや先生方の意欲向上につながる良い残り方もあるということですね。

太田委員

そうです。むしろその方が多いかと思われれます。

亀岡教育長

さまざまなご意見をいただいておりますが、文部科学省からの提言、緊急対策や大東市の取組のなかで、特に力を入れるべき内容について何かご意見・ご質問はございますか。

水野委員

先程も申し上げましたが、予算面で難しいかと思われれますが、統合型校

務支援システムは良いと思います。最初は慣れるまでに時間が必要かと思われませんが、入力した内容が横につながっており、ミスの防止が可能であるため、力を入れていただければと思います。あとは、大東市としては既に家庭教育支援事業の中で実施されてますが、文部科学省の通知では、

(1)「⑦学校・家庭・地域の連携の促進」と(2)「②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応」です。本来的には、家庭が担っていくべきですが、家庭教育支援事業はもともと学校教育と家庭教育の担い分けですので、さらに力を入れていただきたいと思えます。

太田委員

「⑨研修の適正化」がとても気になります。5年目研修や10年目研修等、自分が退職した時よりも研修の数はかなり増えています。また、新任研修では課題が大変で、受講後に必ず職場に戻り課題に取り組んでいます。さらに、現場としては研修を受講した教職員の穴埋めも必要になってきます。

亀岡教育長

新任研修は法定研修であるため、研修自体を省略することはできませんが、内容を最低限に絞る選択肢はありますね。受講された教職員のコメントを見てみると良いコメントをしてくれています。

太田委員

以前、新任研修の講師を頼まれたことがありましたが、その時は全員服装もきちんとしており、授業を集中して聞きながらメモを取っていました。一方、10年目研修の講師を頼まれた時は、靴ではなくスリッパを履いていたりと態度が悪く、こちらの話す気が無くなります。もっと研修の必要性を考えていくべきかと思えます。

亀岡教育長

内容が重複するようであれば精査していく必要があるかと思えますが、切磋琢磨するための機会を提供することは重要ですし、特に新任研修について学力向上強化プロジェクトチームの先生方のご意見としては、講義をただ受講させるのではなく、今使える内容に特化すべきだということで、研究所も含めてそういった内容に充実を図っていただいていますので、真摯に取り組んでいる教職員にはメリットが多いと思えます。

この件に関しましては、これで終わりというのではなく、他のテーマと同様に進める予定でございます。事務局あるいは教育委員の皆様におかれましては、引き続きご意見等いただきまして、また、国、府や各市の状況を踏まえ、どこかで議論できればと思えますし、進捗状況を報告できればと考えております。

それでは以上をもちまして、6月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

平成30年8月7日

亀岡教育長

田中委員